



令和6年3月22日

流山市長 井崎 義治 様

流山市国民健康保険運営協議会
会長 堀内 龍文



流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画について（答申）
令和6年1月26日付け流保年第1656号で諮問のあったこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、令和6年1月26日に市長から、流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画について諮問を受け、流山市の国民健康保険の財政状況、今後の財政見込、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入（以下、「赤字繰入」という。）の状況等について現状と課題を把握するとともに、国民健康保険財政の赤字繰入解消のための対応策について慎重に審議を行いました。

2 審議結果

流山市では財政収支の均衡を図るために、赤字繰入が行われていますが、国民健康保険の広域化により国民健康保険財政の責任主体となった千葉県が策定した「千葉県国民健康保険運営方針」においては、赤字繰入を「保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなり、保険料の二重負担にも繋がることなどから、その削減・解消を図るべきである」としています。

このことを受けて、流山市においても令和元年度を始期とした流山市国民健康保険事業財政健全化計画を策定しましたが、被保険者数の減少に伴い保険料収入が年々減少したにもかかわらず、流山市が千葉県に納付する事業費納付金の高止まりが続いたことや令和2年に発生

た新型コロナウイルス感染症などの社会経済情勢等の影響を踏まえ保険料率の改定を見送った等の要因により、最終年度の令和5年度末においても、赤字繰入が解消できない見込みです。

また、今後の見込みでは現行の保険料率を維持した場合、被保険者数の減少により保険料収入は更に減少し、事業費納付金は不透明な状況ではありますが、赤字繰入額は増加又は一定規模維持される見込みです。

さらに、千葉県が県内市町村単位で令和12年度に赤字繰入解消、令和12年度以降の保険料完全統一を目指している中、現行の保険料率と県が示す市町村標準保険料率に乖離が生じている状況です。

これらのことから、今後、段階的に本市の保険料率と市町村標準保険料率の乖離を是正し、赤字繰入削減・解消を進めていくことは避けられない状況であり、そのために「赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率の設定」を方針として定めた「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画」は適切な計画であるとの結論に達しました。

3 付帯意見

「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画」の策定に当たり、協議会として以下の意見を申し添えます。

- (1) 流山市の保険料の現状や財政状況から保険料率の見直しが必要であることは理解しました。しかし、物価高騰等の社会経済情勢や年金収入で暮らしている方への影響など被保険者の負担感を考慮し、急激な負担増となることのないように十分に配慮してください。
- (2) 保険料率見直しの際は、改めて詳細な現状分析等を示し、様々な視点から公平・公正を担保した適切な保険料水準について検討してください。
- (3) 保険料負担の公平・公正をさらに図るため、引き続き適切な滞納整理等に努めるとともに、より納付しやすい環境を整備し、収納率向上に努めてください。
- (4) 令和8年度の間見直しの際は各種数値の動向を十分に再検証し、国民健康保険財政の健全化が手遅れとなり制度の破綻を招かぬよう留意してください。